大阪府条例第　　　号

　　　職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第一条　職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 目次第一章　総則（第一条―第八条）第二章　内国旅行の旅費（第九条―第二十三条）第三章　外国旅行の旅費（第二十四条―第三十八条）第四章　雑則（第三十九条―第四十三条）附則（定義）第二条　（略）　一―四　（略）　五　帰住　職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。　六　家族　内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にする者をいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にする者をいう。　七・八　（略）九　旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、府と旅行役務提供契約（旅行業者等が府に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、府が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。２・３　（略）（旅費の支給）第三条　（略）２　職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。　一―六　（略）　七　外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十二条第一項第一号、第二号若しくは第四号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員３―５　（略）６　第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。７　第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他人事委員会規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。８　第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定する場合において、府が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。（旅行命令等）第四条　（略）２　（略）３　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。４　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。５　旅行命令簿等の記載事項は、人事委員会規則で定める。（旅行命令等に従わない旅行）第五条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。２・３　（略）（旅費の種類）第六条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。２・３　（略）４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。５　（略）６　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用（以下「旅行中宿泊費」という。）を実費額により支給するほか、赴任に伴う転居（人事委員会規則で定める職員が採用又は異動の日前に行った転居を含む。）に必要な滞在に係る費用（以下「赴任後宿泊費」という。）について、必要と認められる限度において、実費額により支給する。７　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、実費額により支給する。８　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として一夜当たりの定額により支給する。９　転居費は、赴任に伴う転居（第十七条第一項第一号若しくは第二号又は第三十二条第一項第一号若しくは第二号に規定する場合の家族の転居を含む。）に要する費用について、実費額により支給する。10　家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下第十七条第一項及び第三十二条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）の移転に要する費用について、実費額等により支給する。11　（略）12　死亡手当は、第三条第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額により支給する。13　（略）（旅費の計算）第七条　（略）第八条　移動中における年度の経過又は職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過又は職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。（鉄道賃）第九条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用による。一―三　（略）２　前項第二号に規定する急行料金は、公務のため特に必要と認められる場合に限り、支給する。３　第一項第三号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で公務のため特に必要と認められる場合に限り、支給する。（船賃）第十条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用による。一　運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、最下級の運賃二―四　（略）（航空賃）第十一条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及びこれに付随する費用による。（車賃）第十二条　車賃の額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める一キロメートル当たりの定額による額とする。ただし、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する場合及び公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、移動に要する費用及びこれに付随する費用による。２　車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第八条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。３　（略）（宿泊費）第十三条　宿泊費の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。一　旅行中宿泊費　地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。二　赴任後宿泊費　五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る旅行中宿泊費に相当する額とする。２　旅行中宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。（包括宿泊費）第十四条　包括宿泊費の額は、移動に係る第九条から第十二条までの規定による額及び前条の規定による宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。（宿泊手当）第十五条　宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める額とする。（転居費）第十六条　転居費の額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。（家族移転費）第十七条　家族移転費の額は、次の各号に規定する額による。一　赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額二　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額２　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。（災害対策旅費）第十八条　（略）（管内旅行の旅費）第十九条　（略）２　管内の同一地域（第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）内における旅行については、前項の規定にかかわらず、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費は、支給しない。ただし、次条第二項の規定に該当する場合には、同項に規定する額の赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費を支給する。（管内以外の同一地域内旅行の旅費）第二十条　管内以外の同一地域内における旅行については、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費は、支給しない。２　前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が職員のための公設の宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、転居した場合には、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費を支給する。（災害対策旅費が支給される場合の同一地域内の旅行の旅費）第二十一条　被災地域内の同一地域内における旅行については、第六条第二項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める額の旅費を支給する。一　同一地域において、鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合　第九条、第十条又は第十二条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃二　（略）２　（略）（退職者等の旅費）第二十二条　第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、次の各号に掲げる旅費とする。一　職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費二　職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費２　前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。３　任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。４　本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が第三条第二項第一号の規定に該当する場合において、同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして第一項第一号の規定に準じた旅費とする。（遺族の旅費）第二十三条　第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。一　職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費二　職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費２　本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により支給する旅費は、第三十七条第一項第一号の規定に準じた旅費とする。３　第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。４　遺族が前各項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第七号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。（本邦通過の場合の旅費）第二十四条　外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、本章に規定するところによる。２　前項本文の場合において、第十七条第一項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。（鉄道賃）第二十五条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金並びにこれらに付随する費用による。一―三　（略）（船賃）第二十六条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びにこれらに付随する費用による。一―三　（略）（航空賃及び車賃）第二十七条　航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及びこれに付随する費用による。一―三　（略）２　車賃の額は、前二条及び前項を除く移動に要する費用並びにこれに付随する費用による。（宿泊費）第二十八条　宿泊費の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。一　旅行中宿泊費　地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。二　赴任後宿泊費　十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る旅行中宿泊費に相当する額とする。２　第十三条第二項の規定は、外国旅行の場合の旅行中宿泊費について準用する。（包括宿泊費）第二十九条　包括宿泊費の額は、移動に係る第二十五条から第二十七条までの規定による額及び前条の規定による宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。（宿泊手当）第三十条　宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める額とする。（転居費）第三十一条　転居費の額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。（家族移転費）第三十二条　家族移転費の額は、次の各号に規定する額による。一　赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の合計額に相当する額二　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額三　第一号に規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、第十七条第一項第一号の規定に準じて算定した額四　外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（第一号又は第二号に規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、第一号の規定に準じて算定した額２　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号又は第三号に規定する期間を延長することができる。（渡航雑費）第三十三条　渡航雑費の額は、旅行者の予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の費用の額による。（死亡手当）第三十四条　死亡手当の額は、九十三万円とする。（管内旅行の旅費）第三十五条　第十九条第一項及び第二項本文の規定は、外国の管内における旅行の旅費について準用する。（管内以外の同一地域内旅行の旅費）第三十六条　管内以外の同一地域内における旅行については、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費は、支給しない。（退職者等の旅費）第三十七条　第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、次の各号に掲げる旅費とする。一　外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（赴任後宿泊費を除く。）二　本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費三　外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費イ　前号の規定に準じた旅費ロ　家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費四　外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費イ　出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費ロ　第一号の規定に準じた旅費２　前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。３　任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。４　第一項各号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、第一項の規定に準じて任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。（遺族の旅費）第三十八条　第三条第二項第五号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。一　出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費二　職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費２　第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（赴任後宿泊費に相当する部分を除く。）３　第三条第二項第七号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費４　遺族が前各項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第七号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。（旅費の調整）第三十九条　任命権者は、旅行者が府以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。２　（略）（旅費の支給額の上限）第四十条　鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、車賃のうち第十二条に規定する定額による額を除く。）に係る旅費の支給額は、当該旅費の各種類について、第九条第一項各号、第十条各号、第十一条、第十二条第一項、第二十五条各号、第二十六条各号、第二十七条第一項各号及び第二項並びに第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該旅費の各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。２　宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該旅費の各種類について、第十三条第一項各号、第十四条、第十六条、第十七条第一項各号、第二十八条第一項各号、第二十九条、第三十一条、第三十二条第一項各号及び第三十三条並びに第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該旅費の各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。第四十一条　（略）（旅費の返納）第四十二条　旅行者又は旅行役務提供者はこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納しなければならない。２　旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができるものとする。第四十三条　（略）　　　附　則１・２　（略）３―26　（略） | 目次第一章　総則（第一条―第十二条）第二章　内国旅行の旅費（第十三条―第二十五条）第三章　外国旅行の旅費（第二十六条―第四十二条）第四章　雑則（第四十三条―第四十五条）附則（定義）第二条　（略）　一―四　（略）　五　帰住　職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。　六　扶養親族　内国旅行にあっては職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。　七・八　（略）２・３　（略）（旅費の支給）第三条　（略）２　職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。　一―六　（略）　七　外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十四条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員３―５　（略）６　第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）をされ、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員会規則で定める額を旅費として支給することができる。７　第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他任命権者が人事委員会と協議して定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。（旅行命令等）第四条　（略）２　（略）３　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これの変更をすることができる。４　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれの変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれの変更をすることができる。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。５　旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。（旅行命令等に従わない旅行）第五条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更をされた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。２・３　（略）（旅費の種類）第六条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。２・３　（略）４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。５　（略）６　日当は、外国旅行における旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。７　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給するほか、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。８　食卓料は、外国旅行における水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。９　移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。10　扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。11　旅行雑費は、外国の管内における旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。12　（略）13　死亡手当は、第三条第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。14　（略）（外国旅行手当）第七条　外国旅行のうち第三十八条に規定する旅行については、前条の旅費に代えて、外国旅行手当を旅費として支給する。（旅費の計算）第八条　（略）第九条　旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程四百キロメートルについて一日の割合をもって計算した日数を超えることができない。２　前項ただし書の規定により計算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。３　第三条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。第十条　旅行者が同一地域（第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び旅行中宿泊料（旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給される宿泊料をいう。以下同じ。）は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が三十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数が六十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の二に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。２　同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。第十一条　一日の旅行において、日当又は旅行中宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は旅行中宿泊料を支給する。第十二条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要のある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。（鉄道賃）第十三条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。　一―三　（略）２　前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。　一　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの二　普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの３　第一項第三号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。（船賃）第十四条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。　一　運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃　二　運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃　三―五　（略）２　前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最下級の運賃による。（航空賃）第十五条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。（車賃）第十六条　車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。２　車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十二条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。３　（略）（宿泊料）第十七条　宿泊料の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額による。　一　旅行中宿泊料　宿泊先の区分に応じた別表第一の定額　二　赴任に伴う住所又は居所の移転について支給される宿泊料（以下「赴任後宿泊料」という。）　赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第一の一夜当たりの定額の五夜分に相当する額２　旅行中宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。（移転料）第十八条　移転料の額は、次の各号に規定する額による。　一　赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第一の定額による額　二　赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額　三　赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）２　前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。３　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。（扶養親族移転料）第十九条　扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。　一　赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額　　イ　十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料の三分の二に相当する額　　ロ　十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額　　ハ　六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。　二　前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。　三　第一号イからハまでの規定により宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。２　職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。（災害対策旅費）第二十条　（略）（管内旅行の旅費）第二十一条　（略）２　管内の同一地域内における旅行については、前項の規定にかかわらず、赴任後宿泊料、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次条第二項の規定に該当する場合には、同項に規定する額の移転料を支給する。（管内以外の同一地域内旅行の旅費）第二十二条　管内以外の同一地域内における旅行については、赴任後宿泊料、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。２　前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が職員のための公設の宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第一の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合においてその額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。（災害対策旅費が支給される場合の同一地域内の旅行の旅費）第二十三条　被災地域内の第十条第一項に規定する同一地域内における旅行については、第六条第二項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める額の旅費を支給する。　一　同一地域において、鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合　第十三条、第十四条又は第十六条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃二　（略）２　（略）（退職者等の旅費）第二十四条　第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。　一　職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費　　イ　退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費　　ロ　退職等を知った日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費　二　職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費２　本邦に出張中の外国在勤の職員が第三条第二項第一号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、任命権者が人事委員会と協議して定める。（遺族の旅費）第二十五条　第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。　一　職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費　二　職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費２　本邦に出張中の外国在勤の職員が第三条第二項第二号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。３　遺族が前二項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第七号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。４　第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第十九条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。（本邦通過の場合の旅費）第二十六条　外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。２　前項本文の場合において、第十九条第一項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。（鉄道賃）第二十七条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。一―三　（略）（船賃）第二十八条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。一―三　（略）（航空賃及び車賃）第二十九条　航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃による。一―三　（略）２　車賃の額は、実費額による。（日当）第三十条　日当の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額による。２　路程百キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。３　日当は、管内における旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給する。４　前項の場合における日当の額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の定額の二分の一に相当する額による。（宿泊料）第三十一条　宿泊料の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額による。　一　旅行中宿泊料　旅行先の区分に応じた別表第二の定額　二　赴任後宿泊料　新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第二の一夜当たりの定額の十夜分に相当する額２　第二十七条第三号の規定により寝台料金を支給する場合における旅行中宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相当する額による。３　第十七条第二項の規定は、外国旅行の場合の旅行中宿泊料について準用する。（食卓料）第三十二条　食卓料の額は、別表第二の定額による。２　食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。（移転料）第三十三条　赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額（以下この条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。　一　二人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に一人を超える者ごとにその百分の十五に相当する額を加算した額　二　外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその百分の十に相当する額を加算した額　三　移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として人事委員会規則で定める場合には、その運賃の額を考慮して、定額（前二号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下この号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては定額の百分の四十五に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の百分の三十五に相当する額の範囲内においてそれぞれ人事委員会規則で定める額に相当する額を加算した額２　赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第一号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の二分の一に相当する額による。３　赴任の際扶養親族を随伴しないが次条第一項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地（当該扶養親族が二人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第一項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いて得た額による。４　第十九条第一項第三号及び第二項の規定は前三項の規定による移転料の額の計算について、第十八条第二項の規定は前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。（扶養親族移転料）第三十四条　扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。　一　赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。　二　外国に在勤中任命権者の許可を受け、同一在勤地について一回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。　三　本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に一回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。２　前項第一号又は第二号の規定に当該する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。　一　配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食卓料の三分の二に相当する額　二　十二歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食卓料の三分の二に相当する額　三　十二歳未満の子については、前号に規定する額の二分の一に相当する額３　第一項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第十九条第一項第一号の規定に準じて計算した額による。この場合において、同号イ及びハ中「宿泊料」とあるのは、「日当、宿泊料及び食卓料」と読み替えるものとする。４　第十九条第一項第三号及び第二項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「宿泊料」とあるのは、「日当、宿泊料及び食卓料」と読み替えるものとする。（旅行雑費）第三十五条　旅行雑費の額は、一日につき二百円とする。２　第三十条第三項の規定により日当を支給する場合については、旅行雑費は、支給しない。（渡航雑費）第三十六条　渡航雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。（死亡手当）第三十七条　死亡手当の額は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合には四十九万円（旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。以下この項において同じ。）には、三十九万二千円）、同項第七号の規定に該当する場合には二十四万五千円（旅行中に死亡した場合には、十九万六千円）とする。２　職員が第三条第二項第五号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。　一　職員が出張中に死亡した場合には、大阪市を当該職員の旧在勤地とみなして第二十五条第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額　二　職員が赴任中に死亡した場合には、大阪市を当該職員の新在勤地とみなして第二十五条第一項第二号の規定に準じて計算した旅費の額３　外国在勤の職員の配偶者が第三条第二項第七号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。　一　配偶者が第三十四条第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額　二　配偶者が第三十四条第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額４　第二十五条第三項の規定は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。（外国旅行手当）第三十八条　第六条第一項に掲げる旅費に代えて外国旅行手当を支給する旅行は、別表第二の定額による旅費を支給することを適当でないと任命権者が認めた旅行とし、外国旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が人事委員会と協議して定める。ただし、その額は当該旅行の性質に応じ第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。（管内旅行の旅費）第三十九条　第二十一条第一項及び第二項本文の規定は、外国の管内における旅行の旅費について準用する。（管内以外の同一地域内旅行の旅費）第四十条　管内以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、赴任後宿泊料、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。（退職者等の旅費）第四十一条　第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。　一　外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、次に規定する旅費　　イ　退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び旅行中宿泊料　　ロ　退職等を知った日の翌日から三月（天災その他やむを得ない事情がある場合は、任命権者は、この期間を延長することができる。）以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費　　　(1)　退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び旅行中宿泊料。ただし、日当については三十日分、旅行中宿泊料については三十夜分を超えることができない。　　　(2)　赴任の例に準じて計算した旧在勤地から大阪市までの前職務相当の旅費（赴任後宿泊料を除く。）　二　外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合、職員が外国の出張地において退職等となった場合その他職員が外国旅行の途中において退職等となった場合においては、前号の規定に準じ任命権者が人事委員会と協議して定める旅費（遺族の旅費）第四十二条　第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から大阪市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（赴任後宿泊料に相当する部分を除く。）並びに大阪市を居住地とみなして第二十五条第四項の規定に準じて計算した旅費とする。この場合において、同項中「及び車賃」とあるのは、「、車賃及び食卓料」と読み替えるものとする。（旅費の調整）第四十三条　任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。２　（略）第四十四条　（略）第四十五条　（略）　　　附　則１・２　（略）（外国旅行の日当等に関する特例）３　旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして人事委員会規則で定める地域である場合における外国旅行の日当、宿泊料及び支度料に係る別表第二の定額は、当分の間、同表に定める額（日当及び宿泊料については同表の甲地方について定める額とする。）の十分の八に相当する額とする。４―27　（略） |
|  |  |

別表第一及び別表第二を削る。

（知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正）

第二条　知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （旅費）第七条　知事等の旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）（その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、着後滞在費及び渡航雑費並びに外国旅行の場合の航空賃に関する規定を除く。）に定める内閣総理大臣等相当額とする。２　職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）の規定中車賃、宿泊費、包括宿泊費、渡航雑費並びに管内及び管内以外の同一地域における旅行の場合の旅費（宿泊費、包括宿泊費及び外国旅行（外国における旅行に限る。）の場合の航空賃を除く。）に関する規定は、知事等の旅費について準用する。この場合において、同条例第十三条第一項第一号中「地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額」及び同条例第二十八条第一項第一号中「地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第一条第二項第一号に定める内閣総理大臣等について同施行令第九条において財務省令で定める額」と読み替えものとする。３　（略） | （旅費）第七条　知事等の旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）（宿泊料、着後手当、支度料及び日額旅費、内国旅行の場合の日当及び食卓料並びに外国旅行の場合の航空賃に関する規定を除く。）に定める内閣総理大臣等中のその他の者相当額とする。２　職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）の規定中宿泊料並びに管内及び管内以外の同一地域における旅行の場合の旅費（宿泊料及び外国旅行（外国における旅行に限る。）の場合の航空賃を除く。）に関する規定は、知事等の旅費について準用する。この場合において、同条例別表第一第一号の表中「八、七〇〇円」とあるのは「一三、二〇〇円」と、「七、六〇〇円」とあるのは「一一、六〇〇円」と、同条例別表第二第一号の表中「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 円八、三〇〇 | 円七、〇〇〇 | 円五、六〇〇 |
| 六、二〇〇 | 五、二〇〇 | 四、二〇〇 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 円五、一〇〇 | 円二五、七〇〇 | 円二一、五〇〇 |
| 三、八〇〇 | 一九、三〇〇 | 一六、一〇〇 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 円一七、二〇〇 | 円一五、五〇〇 | 円一七、四〇〇 |
| 一二、九〇〇 | 一一、六〇〇 | 一三、一〇〇 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 円一四、五〇〇 | 円一一、六〇〇 | 円一〇、四〇〇 |
| 一〇、九〇〇 | 八、七〇〇 | 七、八〇〇 |

|  |
| --- |
| 円七、七〇〇 |
| 五、八〇〇 |

」とあるのは「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 円九、四〇〇 | 円七、九〇〇 | 円六、三〇〇 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 円五、七〇〇 | 円二九、〇〇〇 | 円二四、二〇〇 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 円一九、四〇〇 | 円一七、四〇〇 | 円一九、六〇〇 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 円一六、三〇〇 | 円一三、一〇〇 | 円一一、七〇〇 |

|  |
| --- |
| 円八、〇〇〇 |

」と読み替えるものとする。３　（略） |
|  |  |

（大阪府人事委員会条例の一部改正）

第三条　大阪府人事委員会条例（昭和二十六年大阪府条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （実費弁償）第八条　（略）２　前項の規定による実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。３　（略） | （実費弁償）第八条　（略）２　前項の規定による実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあっては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。３　（略） |
|  |  |

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第四条　証人等の実費弁償に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （実費弁償）第二条　（略）２　前項の規定による実費弁償（知事が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。）の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。３・４　（略） | （実費弁償）第二条　（略）２　前項の規定による実費弁償（知事が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。）の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあつては、知事が別に定める場合を除き、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。３・４　（略） |
|  |  |

（大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例の一部改正）

第五条　大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （実費弁償）第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十一条の二第九項の規定による委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。２　（略） | （実費弁償）第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十一条の二第九項の規定による委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあっては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。２　（略） |
|  |  |

（大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例の一部改正）

第六条　大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例（昭和三十四年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （実費弁償）第五条　参考人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。２　（略） | （実費弁償）第五条　参考人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあっては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。２　（略） |
|  |  |

（大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第七条　大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第十号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （実費弁償）第六条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十二条第一項の規定による委員会の求めに応じて出頭した者及び同法第二十七条の七第一項第一号の証人で出頭したものの実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。２　（略） | （実費弁償）第六条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十二条第一項の規定による委員会の求めに応じて出頭した者及び同法第二十七条の七第一項第一号の証人で出頭したものの実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあつては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。２　（略） |
|  |  |

（大阪府建築審査会条例の一部改正）

第八条　大阪府建築審査会条例（昭和二十五年大阪府条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （実費弁償）第七条　第五条の関係者の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。２　（略） | （実費弁償）第七条　第五条の関係者の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあっては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。２　（略） |
|  |  |

（大阪府監査委員条例の一部改正）

第九条　大阪府監査委員条例（昭和三十九年大阪府条例第十四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （実費弁償）第十三条　法第百九十九条第八項の規定による監査委員の求めに応じて出頭した関係人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。２・３　（略） | （実費弁償）第十三条　法第百九十九条第八項の規定による監査委員の求めに応じて出頭した関係人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあつては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。２・３　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の職員の旅費に関する条例、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例、大阪府人事委員会条例、証人等の実費弁償に関する条例、大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例、大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例、大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例、大阪府建築審査会条例及び大阪府監査委員条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。